

中四国学生ゴルフ連盟規約

中四国学生ゴルフ連盟規約

第一章 名称及び目的

- 第一条 本連盟は、中四国学生ゴルフ連盟と称する。
- 第二条 本連盟は、学生ゴルフの本文である「学業とゴルフの両立」「質実剛健」「真のスポーツマンシップ」を基本理念として、ゴルフを通じて加盟員の人間形成、体位向上、および構成地区学生ゴルフ連盟ならびに加盟校・加盟員間の交流促進を図ることをもってその目的とする。
- 第三条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の活動をする。
- 1、連盟競技会の開催
 - 2、ゴルフのエチケット・ルール・技術に関する研究ならびに啓蒙
 - 3、その他、目的達成のために必要な活動
- 第四条 本連盟は、事務局を広島市西区己斐中1丁目8-9縁樹園コーポ一階に置く。

第二章 会委員及び組織

- 第五条 本連盟は、中国・四国所在大学ゴルフ部またはゴルフ同好会（愛好会）をもって組織する。尚、ゴルフ部等の組織をもたない学校でも学連総会の承認を得たものは個人競技に出場できる。
- 第六条 本連盟は連盟員、特別会員及び顧問にて構成される。
- 第一項 連盟員は参加校のゴルフ部またはゴルフ同好会（愛好会）は本連盟委員長に加盟承認願書を提出し、学連総会の審査決定を経て会長の承認を得ねばならない。

第三章 連盟員

- 第九条 本連盟の役員は、スポーツマンシップに則り本連盟の目的達成のため一致団結し、相互の親睦融和を図り、本連盟発展に寄与する。

第四章 役員

- 第十条 本連盟は、次の役員を置く。
- | | | |
|-----|---------|-----|
| 第一項 | 会長 | 1名 |
| 第二項 | 副会長 | 1名 |
| 第三項 | 顧問 | 若干名 |
| 第四項 | 常任役員 | |
| | 1、委員長 | 1名 |
| | 2、競技委員長 | 1名 |

- 3、渉外局長 1名
4、会計局長 1名
- 第五項 運営委員 各校2名
第六項 各校主将
第七項 監督 1名
- 第十一条 会長は、中国ゴルフ連盟の推薦によりこれを選び、委員会においてこれを承認する。
第十二条 常任委員の選出は、学連総会における審議において決定し、会長はこれを任命する。尚、委員会の更迭は、常任委員会はこの審議において決定し、会長がこれを行う、副委員長・会計及び運営委員の更迭は、常任委員会の承認による。
第十三条 本連盟の権限および職務は次の通りとする。
第一項 委員長は連盟員を代表し、活動全般を掌握する。尚、委員長は急を要する場合、学連総会・常任委員会議、主将会議・運営委員会議を召集することを得る。
第二項 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある場合はこれを代行する。
第三項 競技委員長・会計局長・事務局長・渉外局長・書記は管轄の事務を処理し副委員長の指揮に従い事務を司る。
第十四条 本連盟の役員の任期は次の通りとする、
第一項 会長は任期を四年とする。但し再任を妨げない。
第二項 委員の任期を一年とする。但し再任を妨げない。
また、役員の交代は12月末日をもってする。
第十五条 委員の欠員を生じた場合は、当該校より補充することを得る。
尚、補充の役員の任期は前任者の残留期間とする。

第五条 会議

- 第十六条 本連盟には次の会議を設ける
学連総会、常任委員会議、主将会議、運営委員会議
- 第十七条 学連総会
第一項 学連総会は常任委員と各校主将によって構成され、本連盟の最高決議機関とする。また、決定は会長の承認を得ること。
第二項 学連総会は次の事項につき審議決定する。
①規約改正
②常任委員会議が学連総会に回る必要ありと決定した事項
③運営委員の6分の1以上または、主将会議の要請のある事項
第三項 学連総会は定期会議及び臨時会議に分ける。尚、定期会議は年1回（原則として12月）と臨時会議は必要に応じて行う。
第四項 学連総会における定期会議は委員長がこれを召集し、臨時会議は各会議の要請を原則として、これを召集する。
第五項 学連総会は原則として3分の2以上の出席をもって成立し、その決議は出席委員の過

半数の同意を必要とする。尚、規約改正に関しては出席議員の3分の2以上の同意を要する。

第六項 各委員は、欠席の場合代理人を送ることを要する。尚、代理人は当該者の委任状を委員長に提出し代理権を行使するものとする。

第七項 無断欠席の場合は、むこう一年間の試合出場停止とする。

第八項 学連総会における議長は委員長がこれをおこなう。

第十八条 常任委員会

第一項 常任委員会は常任委員にて構成し、常任委員の要請にて委員長がこれを召集する。

第二項 常任委員会は本連盟の必要事項を審議決定する。

第三項 常任委員会は、常任委員の過半数の出席をもって成立し議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。

第四項 常任委員会は、次の事項を学連総会に提出し承認を得ねばならない。

①前年度活動報告

②当該年度活動計画

③その他の事項

第十九条 主将会議

第一項 主将会議は各校主将にて構成。

議長は必要に応じてこれを召集する。

第二項 主将会議は常任委員会の要請事項を審議する。

第三項 監査は主将会議において選任し、常時会計を監査する。

第二十条 運営委員会

第一項 運営委員会は運営委員と常任委員によって構成され、運営委員の要請又は常任委員の3分の1以上の要請に委員がこれを召集する。

第二項 運営委員会は運営委員と常任委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。

第六章 会 計

第二十一条 本連盟の会計年度は毎年12月1日に始まり、翌年の11月30日に終わる。

第二十二条 本連盟の会計は常任委員である会計がこれにあたる。予算は常任委員会がこれを審議決定し、決算は常任委員会がこれを審査承認する。

第二十三条 本連盟の経費には連盟員会費および寄付金をもって充当する。

第二十四条 その他会計に関する必要事項は、常任委員会がこれを審議決定する。

第七章 改 正

第二十五条 本規約の改正に関しては次のごとく定める。

第一項 本規約は学連総会の決議を要する。

第二項 本規約の改正の発議は、学連総会の4分の1以上の賛成または、常任委員会の要請のある場合を要する。

第三項 本規約の改正の発議ある場合は学連総会にて審議決定し、会長がこれを承認する。

附 則

第一条 本連盟の競技及び競技規定を別に定める

第二条 競技規定・アマチュア規定は、当該年度日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則 2012 年版による。

イ、本連盟が主催、共催、または後援しない協議会へ本連盟加盟校および加盟員が出場の場合、事前に本連盟の許可を得なければならない。ただし、日本ゴルフ協会および各地区ゴルフ連盟の公認した協議会並びに加盟員が所属するゴルフクラブの競技に参加する場合はこの限りではない。

ロ、公式ではない、いかなる学生競技会も、スポンサーにより経済的援助を受け取ることはできない。また、本連盟の加盟校および加盟員が当該競技会に参加することはできない。

第三条 本連盟に加盟を許された者は、ゴルファー保健に加入しなければならない。

(昭和56年5月制定)

(昭和58年12月改正)

(昭和59年4月改正)

(昭和60年12月一部改正)

(平成11年12月一部改正)

(平成15年7月一部改正)

(平成18年12月一部改正)

(平成19年12月一部改正)

(平成23年3月一部改正)

(平成25年4月一部改正)